

工業用水料金に係る支払猶予制度の継続について

1 要旨・目的

新型コロナウイルスの感染拡大による経済環境の悪化に伴い、受水団体を支援するため導入している県営工業用水料金に係る支払猶予制度について、令和4年1月以降、新型コロナウイルスの感染者が急増する中、受水団体の資金繰りの悪化に備え、令和4年度末まで制度を継続する。

2 現状・背景

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済環境が悪化したことを踏まえ、令和2年4月分から令和4年3月分までの料金を対象に支払猶予制度を導入している。
- これまでの制度の利用状況は次のとおりである。

【参考】制度の利用状況

支払猶予対象月	申請件数	承認件数
令和2年4～7月分	4件（各月1件）	4件（各月1件）
令和2年8月分以降	0件	0件
合計	4件	4件

※猶予申請のあった4件は全て猶予期限内に遅滞なく完納された。

3 概要

(1) 対象者

県営工業用水道事業の受水団体

(2) 実施内容

猶予対象月を「令和5年3月分（4月支払分）まで」に改める。

区分	要件等
(1) 要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、工業用水の料金支払が困難になったこと
(2) 猶予対象月	令和2年4月分(5月支払分)から <u>令和5年3月分（4月支払分）</u> までの料金
(3) 猶予期間	各納期限から4か月以内
(4) 手続	納期限内に納期限猶予申請書を提出し、広島県公営企業管理者の承認を得ること
(5) 分納回数	料金の猶予期間満了後、1か月を単位として最大4回まで
(6) その他	無利子（猶予期間中及び猶予期間満了後の分納期間中の利息）、無担保

※ 「(2) 猶予対象月」を除く他の猶予要件は変更しない。

(3) 今後の対応

引き続き、受水団体の状況を注視するとともに、必要に応じ、制度の見直しを検討する。